

**フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3**  
**（適格機関投資家専用）**

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

以下、「ファンド」ということがあります。

#### 2 目的および基本的性格

ファンドは、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

※ファンドの基本的性格:ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型投信/国内/株式」に分類されます。

※信託期間は原則無期限です。ただし、ファンドの残存口数が 30 億口を下回った場合等は、委託会社は受託会社と合意のうえ、信託を終了することができます。

#### 3 特色

1 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。

2 個別企業分析により、成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。

3 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

5 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の 65%超を基本とします。

6 「ファミリーファンド方式」\*により運用を行ないます。

7 日本の株式の代表的な株価指数である TOPIX(配当込)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

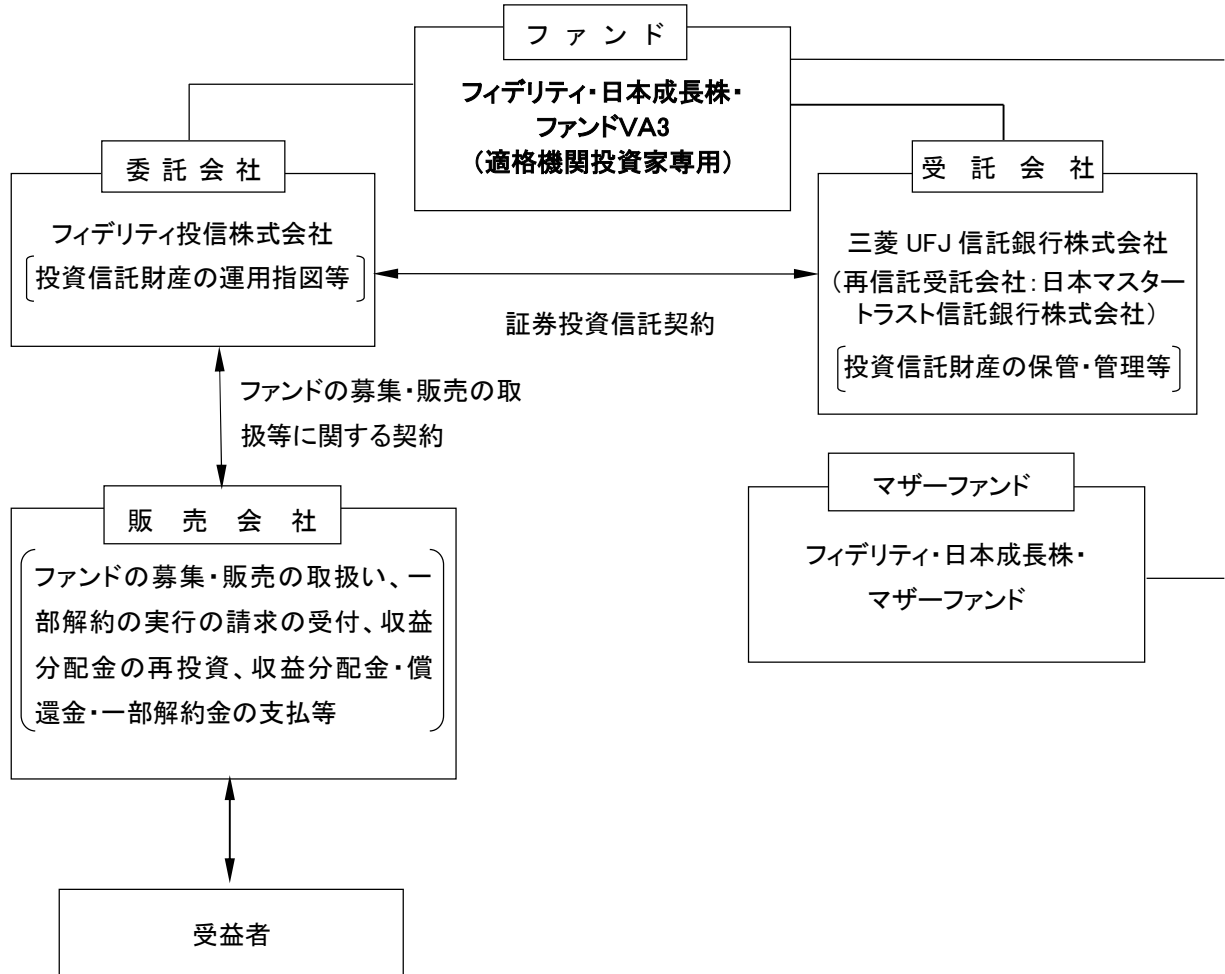
● TOPIX(配当込)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。

● 東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及び TOPIX に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及び TOPIX に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

- \* ファンドは「フィデリティ・日本成長株・マザーファンド」を通じて投資を行いません。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。
- ※運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

#### 4 仕組み



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の 65%超を基本とします。また、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、投資信託財産の総額の 35%以内とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
- 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引<sup>\*1</sup>および為替先渡取引<sup>\*2</sup>を行なうことができます。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。
- 投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

\*1「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

\*2「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

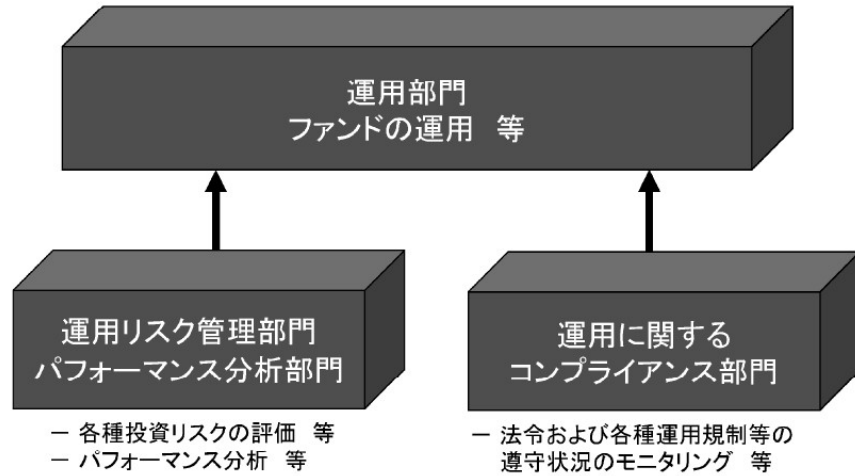
**【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象**

**フィデリティ・日本成長株・マザーファンド**

- ①わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
- ②主としてわが国の株式に投資を行いません。
- ③銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。
- ④株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の 65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の 35%以内とします。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑥有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。
- ⑦投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

## 2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

### ＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
  - ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
  - ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会\*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
- \* 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入力しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「2 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、委託会社または委託先のグループ会社間へ運用の指図に関する権限の委託(再委託も含まれます。)を追加する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ①**株式への実質投資割合**<sup>※</sup>  
制限を設けません。
- ②**新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合**  
取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③**外貨建資産への実質投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ④**同一銘柄の株式への実質投資割合**  
取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ⑤**同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合**  
取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥**同一銘柄の転換社債等への実質投資割合**  
取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦**マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する①から⑦に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

- ①**株式への投資割合**  
制限を設けません。
- ②**新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③**外貨建資産への投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ④**同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤**同一銘柄の転換社債等への投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥**投資信託証券への投資割合**  
投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦**一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限**  
投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とします。

## 4 投資リスクについて

### **投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、**受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下のとおりです。

### 主な変動要因

#### <価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

#### <流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

#### <デリバティブ(派生商品)に関する留意点>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

#### <ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

#### <分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

上記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断すること起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会\*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。



\* 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

### 3. その他詳細情報

## 1 フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類  
当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - 有価証券
      - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後記1 フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3(適格機関投資家専用)の投資対象 ④その他の投資対象 2.から 6.に定めるものに限ります。)
      - 金銭債権
      - 約束手形
  - 次に掲げる特定資産以外の資産
    - デリバティブ取引に係る権利に類似する取引に係る権利
    - 為替手形

- ② 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマース・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から 11.までの証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 外国の者に対する権利で 21.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書、12.ならびに 17.の証券または証書のうち 1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2.から 6.までの証券および 12.ならびに 17.の証券または証書のうち 2.から 6.までの証券の性質を有するものを以下「公社

債」とい、13.の証券および 14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 投資対象とする金融商品  
前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で 5.の権利の性質を有するもの

- ④その他の投資対象
- 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
  - 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
  - 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
  - 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
  - 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
  - 実質外貨建資産\*の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行なうことを指図することができます。
  - 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。))の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。  
\*「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額をいいます。

## 2 フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)の投資制限

- ① ファンドの投資信託約款に基づく投資制限
- 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主制当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、前述にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券が目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては投資することを指図することができますこととします。
  - 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
  - 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
  - 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。有価証券の値上がり等により 30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
  - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
  - 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
  - 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含み「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とし

- ます。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
  - 信用取引の指図は、次の 1.から 6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1.から 6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    - 株式分割により取得する株券
    - 有価増資により取得する株券
    - 売出しにより取得する株券
    - 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。))の行使により取得可能な株券
    - 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券
  - 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
    - 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
    - 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益

## フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用)

- 証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1 フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用)」の投資対象 ③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「1 フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用)」の投資対象 ③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1 フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用)」の投資対象 ③投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなし

- た額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額は、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (r) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### ② 投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを委託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを委託会社に指図してはなりません。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況(2023年6月30日現在)

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	131,669,779,157	100.08
内 日本	131,669,779,157	100.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△104,211,679	△0.08
純資産総額	131,565,567,478	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資状況

##### フィデリティ・日本成長株・マザーファンド

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	660,070,408,580	97.98
内 日本	660,070,408,580	97.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,579,588,949	2.02
純資産総額	673,649,997,529	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 2 投資資産(2023年6月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨地域	種類業種	株数	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	利率 償還期限	投資比率
1	フィデリティ・日本成長株・マザーファンド	日本・円	親投資信託受益証券	28,238,955,789	4.1294	4.6627	—	100.08%
		日本	—		116,610,653,796	131,669,779,157	—	

#### 種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.08
	小計		100.08
合計(対純資産総額比)			100.08

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 【参考情報】

##### フィデリティ・日本成長株・マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨地域	種類業種	株数	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	利率 償還期限	投資比率
1	キーエンス	日本・円	株式	426,100	57,645.97	67,850.00	—	4.29%
		日本	電気機器		24,562,951,211	28,910,885,000	—	
2	東京エレクトロン	日本・円	株式	1,098,900	15,086.18	20,560.00	—	3.35%

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

		日本	電気機器		16,578,208,712	22,593,384,000	-	
3	伊藤忠商事	日本・円 日本	株式 卸売業	3,677,100	4,291.00 15,778,469,553	5,687.00 20,911,667,700	-	3.10%
4	ソニーグループ	日本・円 日本	株式 電気機器	1,476,500	11,293.33 16,674,611,458	12,965.00 19,142,822,500	-	2.84%
5	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	2,136,500	7,383.30 15,774,436,766	8,896.00 19,006,304,000	-	2.82%
6	オリエンタルランド	日本・円 日本	株式 サービス業	3,133,100	3,966.67 12,427,985,920	5,601.00 17,548,493,100	-	2.60%
7	信越化学工業	日本・円 日本	株式 化学	3,578,700	3,554.83 12,721,699,724	4,768.00 17,063,241,600	-	2.53%
8	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	15,657,500	896.47 14,036,484,303	1,065.00 16,675,237,500	-	2.48%
9	三井ハイテック	日本・円 日本	株式 電気機器	1,667,000	7,911.18 13,187,942,093	9,770.00 16,286,590,000	-	2.42%
10	東京海上ホールディングス	日本・円 日本	株式 保険業	4,400,200	2,827.00 12,439,365,400	3,315.00 14,586,663,000	-	2.17%
11	村田製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	1,716,700	7,455.66 12,799,140,655	8,236.00 14,138,741,200	-	2.10%
12	味の素	日本・円 日本	株式 食料品	2,318,300	4,333.18 10,045,619,250	5,724.00 13,269,949,200	-	1.97%
13	アステラス製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	6,114,200	2,115.40 12,933,997,530	2,149.00 13,139,415,800	-	1.95%
14	ミスミグループ本社	日本・円 日本	株式 卸売業	4,490,500	3,346.57 15,027,805,674	2,869.00 12,883,244,500	-	1.91%
15	三井住友フィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	2,065,600	5,111.96 10,559,276,908	6,159.00 12,722,030,400	-	1.89%
16	日油	日本・円 日本	株式 化学	1,973,400	5,787.43 11,420,933,308	6,163.00 12,162,064,200	-	1.81%
17	オービック	日本・円 日本	株式 情報・通信業	525,900	21,700.00 11,412,030,000	23,040.00 12,116,736,000	-	1.80%
18	ファーストリテイリング	日本・円 日本	株式 小売業	321,000	26,613.65 8,542,982,638	36,720.00 11,787,120,000	-	1.75%
19	デンソー	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,143,000	7,500.27 8,572,813,484	9,645.00 11,024,235,000	-	1.64%
20	マキタ	日本・円 日本	株式 機械	2,693,200	3,148.98 8,480,838,832	4,036.00 10,869,755,200	-	1.61%
21	島津製作所	日本・円 日本	株式 精密機器	2,432,700	4,161.82 10,124,480,302	4,428.00 10,771,995,600	-	1.60%
22	野村総合研究所	日本・円 日本	株式 情報・通信業	2,417,900	3,009.27 7,276,118,823	3,961.00 9,577,301,900	-	1.42%
23	スズキ	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,823,500	4,845.99 8,836,672,611	5,201.00 9,484,023,500	-	1.41%
24	オリックス	日本・円 日本	株式 その他金融業	3,286,900	2,425.56 7,972,579,781	2,612.50 8,587,026,250	-	1.27%
25	三浦工業	日本・円 日本	株式 機械	2,273,400	3,260.52 7,412,472,344	3,740.00 8,502,516,000	-	1.26%
26	ダイキン工業	日本・円 日本	株式 機械	277,600	22,405.00 6,219,628,000	29,265.00 8,123,964,000	-	1.21%
27	ヤクルト本社	日本・円	株式	872,500	8,849.25	9,105.00	-	1.18%

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

		日本	食料品		7,720,977,507	7,944,112,500	—	
28	関西ペイント	日本・円	株式	3,718,500	1,859.87	2,114.50	—	1.17%
		日本	化学		6,915,959,843	7,862,768,250	—	
29	東海旅客鉄道	日本・円	株式	433,800	16,488.15	18,060.00	—	1.16%
		日本	陸運業		7,152,560,499	7,834,428,000	—	
30	ソシオネクスト	日本・円	株式	357,800	8,326.30	20,870.00	—	1.11%
		日本	電気機器		2,979,150,755	7,467,286,000	—	

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.11
		鉱業	0.31
		建設業	1.82
		食料品	4.54
		繊維製品	1.10
		化学	8.77
		医薬品	4.56
		ゴム製品	0.36
		ガラス・土石製品	0.26
		非鉄金属	0.90
		金属製品	0.79
		機械	5.62
		電気機器	24.09
		輸送用機器	3.51
		精密機器	3.41
		その他製品	1.90
		電気・ガス業	0.51
		陸運業	1.54
		空運業	0.13
		情報・通信業	7.83
		卸売業	7.04
		小売業	4.46
	銀行業	5.30	
保険業	2.53		
その他金融業	1.30		
不動産業	0.90		
サービス業	4.40		
	小計		97.98
合 計 (対純資産総額比)			97.98

3 運用実績

① 純資産の推移

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たりの 純資産額 (円)(分配落)	1口当たりの 純資産額 (円)(分配付)
第12計算期間末 (2013年12月2日)	87,972	87,972	1.5143	1.5143
第13計算期間末 (2014年12月1日)	84,097	84,097	1.7379	1.7379
第14計算期間末 (2015年11月30日)	81,188	81,188	1.9513	1.9513
第15計算期間末	75,546	75,546	1.8608	1.8608

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

(2016年11月30日)				
第16計算期間末 (2017年11月30日)	95,757	95,757	2.4734	2.4734
第17計算期間末 (2018年11月30日)	84,538	84,538	2.1964	2.1964
第18計算期間末 (2019年12月2日)	92,946	92,946	2.4689	2.4689
第19計算期間末 (2020年11月30日)	109,712	109,712	2.9497	2.9497
第20計算期間末 (2021年11月30日)	121,998	121,998	3.3512	3.3512
第21計算期間末 (2022年11月30日)	117,270	117,270	3.1632	3.1632
2022年6月末日	105,701	—	2.8708	—
7月末日	111,408	—	3.0181	—
8月末日	113,975	—	3.0761	—
9月末日	107,527	—	2.9010	—
10月末日	114,174	—	3.0710	—
11月末日	117,270	—	3.1632	—
12月末日	108,923	—	2.9297	—
2023年1月末日	114,487	—	3.0793	—
2月末日	114,644	—	3.0863	—
3月末日	118,004	—	3.1742	—
4月末日	120,769	—	3.2551	—
5月末日	125,051	—	3.3640	—
6月末日	131,565	—	3.5531	—

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第12計算期間	63.8
第13計算期間	14.8
第14計算期間	12.3
第15計算期間	△4.6
第16計算期間	32.9

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

第 17 計算期間	△11.2
第 18 計算期間	12.4
第 19 計算期間	19.5
第 20 計算期間	13.6
第 21 計算期間	△5.6
2022 年 12 月 1 日～ 2023 年 5 月 31 日	6.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。



## II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2.投資信託(ファンド)の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2.投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1.財務諸表」については、当監査対象期間(2021年12月1日から2022年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

### (1) 貸借対照表

区 分	前監査対象期間 2021年11月30日現在	当監査対象期間 2022年11月30日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,387,702	24,603,553
親投資信託受益証券	121,990,929,675	117,264,466,352
未収入金	654,362,735	651,760,060
流動資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965
資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965
負債の部		
流動負債		
未払解約金	72,935,345	126,689,099
未払受託者報酬	66,928,891	61,671,777
未払委託者報酬	522,045,654	481,040,210
その他未払費用	1,203,668	1,138,528
流動負債合計	663,113,558	670,539,614
負債合計	663,113,558	670,539,614
純資産の部		
元本等		
元本	36,404,926,891	37,073,885,495
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	85,593,639,663	80,196,404,856
(分配準備積立金)	62,060,824,281	57,877,789,025
元本等合計	121,998,566,554	117,270,290,351
純資産合計	121,998,566,554	117,270,290,351
負債純資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965

### (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2020年12月1日 至 2021年11月30日	当監査対象期間 自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	15,877,474,752	△5,587,150,690
営業収益合計	15,877,474,752	△5,587,150,690
営業費用		

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

区 分	前監査対象期間 自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日	当監査対象期間 自 2021年12月 1 日 至 2022年11月30日
	金額(円)	金額(円)
受託者報酬	129,374,670	123,245,717
委託者報酬	1,009,123,039	961,317,258
その他費用	2,484,433	2,441,137
営業費用合計	1,140,982,142	1,087,004,112
営業利益又は営業損失(△)	14,736,492,610	△6,674,154,802
経常利益又は経常損失(△)	14,736,492,610	△6,674,154,802
当期純利益又は当期純損失(△)	14,736,492,610	△6,674,154,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	950,018,540	△682,525,604
期首剰余金又は期首欠損金(△)	72,518,222,125	85,593,639,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,648,489,935	6,601,935,414
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,648,489,935	6,601,935,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,359,546,467	6,007,541,023
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,359,546,467	6,007,541,023
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	85,593,639,663	80,196,404,856

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

### Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

1. ファンドの沿革
2. 投資信託(ファンド)の経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1)貸借対照表
    - (2)損益及び剰余金計算書
    - (3)注記表
    - (4)附属明細表
  - 2 投資信託(ファンド)の現況  
純資産額計算書
3. 設定及び解約の実績

## 1. ファンドの沿革

2001年11月29日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始  
2007年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

## 2. 投資信託(ファンド)の経理状況

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、当監査対象期間(2021年12月1日から2022年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

### 独立監査人の監査報告書

2023年1月24日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

山田 信之

#### 監査意見

当監査法人は、フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用) の2021年12月1日から2022年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用) の2022年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

### (1) 貸借対照表

区 分	前監査対象期間 2021年11月30日現在	当監査対象期間 2022年11月30日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,387,702	24,603,553
親投資信託受益証券	121,990,929,675	117,264,466,352
未収入金	654,362,735	651,760,060
流動資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965
資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965
負債の部		
流動負債		
未払解約金	72,935,345	126,689,099
未払受託者報酬	66,928,891	61,671,777
未払委託者報酬	522,045,654	481,040,210
その他未払費用	1,203,668	1,138,528
流動負債合計	663,113,558	670,539,614
負債合計	663,113,558	670,539,614
純資産の部		
元本等		
元本	36,404,926,891	37,073,885,495
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	85,593,639,663	80,196,404,856
(分配準備積立金)	62,060,824,281	57,877,789,025
元本等合計	121,998,566,554	117,270,290,351
純資産合計	121,998,566,554	117,270,290,351
負債純資産合計	122,661,680,112	117,940,829,965

### (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日	当監査対象期間 自 2021年12月 1 日 至 2022年11月30日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	15,877,474,752	△5,587,150,690
営業収益合計	15,877,474,752	△5,587,150,690
営業費用		
受託者報酬	129,374,670	123,245,717
委託者報酬	1,009,123,039	961,317,258
その他費用	2,484,433	2,441,137
営業費用合計	1,140,982,142	1,087,004,112
営業利益又は営業損失(△)	14,736,492,610	△6,674,154,802
経常利益又は経常損失(△)	14,736,492,610	△6,674,154,802

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用)

区 分	前監査対象期間 自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日	当監査対象期間 自 2021年12月 1 日 至 2022年11月30日
	金額(円)	金額(円)
当期純利益又は当期純損失 (△)	14,736,492,610	△6,674,154,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	950,018,540	△682,525,604
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	72,518,222,125	85,593,639,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,648,489,935	6,601,935,414
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,648,489,935	6,601,935,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,359,546,467	6,007,541,023
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,359,546,467	6,007,541,023
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	85,593,639,663	80,196,404,856

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前監査対象期間 2021年11月30日現在	当監査対象期間 2022年11月30日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	37,193,989,078 円	36,404,926,891 円
期中追加設定元本額	2,971,621,403 円	3,237,786,549 円
期中一部解約元本額	3,760,683,590 円	2,568,827,945 円
2. 受益権の総数	36,404,926,891 口	37,073,885,495 口
3. 1口当たり純資産額	3.3512 円	3.1632 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前監査対象期間 自 2020年12月 1 日 至 2021年11月30日	当監査対象期間 自 2021年12月 1 日 至 2022年11月30日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (0円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (13,786,474,070円)、信託約款に規定される収益調整金 (31,714,794,099円) 及び分配準備積立金 (48,274,350,211円) より分配対象収益は93,775,618,380円 (1口当たり2.575905円) ですが、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (0円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (37,620,985,819円) 及び分配準備積立金 (57,877,789,025円) より分配対象収益は95,498,774,844円 (1口当たり2.575904円) ですが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の
-----------------	--

フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3(適格機関投資家専用)

	基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記および附属明細表に記載しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前監査対象期間 2021年11月30日現在	当監査対象期間 2022年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,888,915,238	△4,898,994,348
合 計	14,888,915,238	△4,898,994,348

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・日本成長株・マザーファンド	28,396,771,123	117,264,466,352	
親投資信託受益証券 合計		28,396,771,123	117,264,466,352	
合計		28,396,771,123	117,264,466,352	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

- ② 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。
- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書(2023年6月30日現在)

I 資産総額	131,881,367,128 円
II 負債総額	315,799,650 円
III 純資産総額 (I - II)	131,565,567,478 円
IV 発行済数量	37,028,140,763 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	3.5531 円

## 3. 設定及び解約の実績

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第 12 計算期間	4,830,381,655	14,992,675,944	58,093,626,569
第 13 計算期間	2,127,897,429	11,830,866,040	48,390,657,958
第 14 計算期間	2,317,940,987	9,100,775,021	41,607,823,924
第 15 計算期間	5,118,656,547	6,128,248,809	40,598,231,662
第 16 計算期間	2,596,896,034	4,480,655,432	38,714,472,264
第 17 計算期間	2,879,051,472	3,103,226,494	38,490,297,242
第 18 計算期間	2,344,735,262	3,188,411,288	37,646,621,216
第 19 計算期間	2,390,118,864	2,842,751,002	37,193,989,078
第 20 計算期間	2,971,621,403	3,760,683,590	36,404,926,891
第 21 計算期間	3,237,786,549	2,568,827,945	37,073,885,495
2022 年 12 月 1 日～ 2023 年 5 月 31 日	1,490,018,472	1,390,016,329	37,173,887,638

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。



# 独立監査人の監査報告書

2023年1月24日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

山田信之

## 監査意見

当監査法人は、フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3（適格機関投資家専用）の2021年12月1日から2022年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3（適格機関投資家専用）の2022年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上